

堺市津波避難対策検討協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 この協議会は、堺市津波避難対策検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、津波避難に係る必要な事項について認識を共有するとともに、堺市内における津波発生時の避難対策について検討し、情報交換を行うことにより、迅速な津波対応と地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1)堺市津波避難計画における津波避難の基本方針、避難行動、及び避難啓発などに関すること。
- (2)その他津波避難対策について必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名

（役員の選任）

第6条 会長は、堺市危機管理監をもってこれに充てる。なお、やむを得ない理由により会長が会議に出席することができない場合は、堺市危機管理室長が会長を担う。

2 副会長は、委員の互選により選任する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は選任された日から当該年度の3月31日までとする。

2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議において、議決を要する場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要であると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

5 会長は、会議の議事が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1)緊急を要するもの

(2)前号に掲げるもののほか、会長が軽易であると判断したもの

（代理出席）

第 10 条 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、同一の団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決を委任することができる。ただし、学識経験を有する者を除く。

（関係者の出席）

第 11 条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第 12 条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議結果の尊重義務）

第 13 条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第 14 条 協議会の事務局は、堺市危機管理室防災課に置く。

（解散）

第 15 条 協議会は第 2 条に規定する目的が達成されたときは、解散する。

（その他）

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 協議会の開催後、社会情勢の変化や関係者との協議等により、堺市津波避難計画に軽微な変更が生じる場合、事務局は会長に申し出たうえで、会長が軽微な変更と認めた場合は、堺市津波避難計画を変更することができるものとし、事務局は変更した内容を第 4 条に定める委員に報告するものとする。

附則

この規約は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この規約は、平成 25 年 9 月 5 日から施行する。

附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表

堺区自治連合協議会を代表する者

西区自治連合協議会を代表する者

堺市漁業協同組合連合会を代表する者

堺市から選出された者

大阪府から選出された者

大阪港湾局から選出された者

大阪府警察から選出された者

本市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊から選出された者

民間企業等から選出された者

学識経験を有する者